

## 白井市マンション管理計画認定制度事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づくマンションの管理に関する計画の認定に当たり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(添付書類)

第3条 省令第1条の2第1項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、同項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証
- (2) 耐震診断・耐震改修工事に関する協議の状況報告書（別記第1号様式）

(認定申請の取下げ)

第4条 法第5条の3第1項の規定による申請（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）又は法第5条の7第1項の規定による変更の認定の申請をした者は、申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定管理計画の取りやめ)

第5条 認定管理者等は、法第5条の10第1項第2号の規定により、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめるときは、取りやめ届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(不認定の通知)

第6条 市長は、法第5条の3第1項の規定による申請（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）又は第5条の7第1項の規定による変更の認定の申請があった場合において、法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、不認定通知書（別記第4号様式）を当該申請をした者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第7条 認定管理者等は、省令第1条の9で定める軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（別記第5号様式）に、省令第1条の2第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して市長に提出するものとする。

(管理状況の報告)

第8条 市長は、法第5条の8の規定による報告を求めるときは、管理状況報告依頼書（別記第6号様式）により行うものとする。

2 認定管理者等は、法第5条の8の規定による報告を求められたときは、管理の状況に係る報告書（別記第7号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(改善命令)

第9条 市長は、法第5条の9の規定による改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令書（別記第8号様式）により行うものとする。

2 認定管理者等は、法第5条の9の規定による命令に対する報告は、改善命令に係る報告書（別記第9号様式）により行うものとする。

(認定の取消し)

第10条 法第5条の10第2項の規定による認定の取消しの通知は、認定取消通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。